

定例監査の結果及び意見について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

記

1 監査対象及び実施期間

監 査 対 象	実 施 期 間
産業振興部 ・ 産業企画課 （デザイン・工芸センター、創業者支援センター） ・ 農地林務課 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに執行された所掌事務事業について	平成 29 年 5 月 1 日 ） 平成 29 年 5 月 29 日

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 玉 井 隼 也 青 木 紘

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 工事等の執行状況
- (3) 補助金の執行状況
- (4) 指定管理者制度の運用状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

平成 28 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。
なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

(1) 意見

ア 積極的に企業誘致を進めるとともに、関係機関との連携により企業が求める人材の確保に努め、産業の振興に向けた取組みを推進されたい。

(産業企画課)

イ 近年、知的財産権の保護の重要性が高まってきていることから、著作権法、意匠法等に関するセミナー等、啓蒙、啓発活動を引き続き開催し、市内産業の育成に努められたい。

(デザイン・工芸センター)

ウ 創業者支援センターの施設使用料の収入未済については、公平性、自主財源の確保の観点から、債権の回収により一層努められたい。

(創業者支援センター)

エ 創業者支援センターの入居者が、市内で事業を展開できるよう関係機関と連携し、創業者等のニーズに応じた支援に引き続き努められたい。

(創業者支援センター)

オ 森林事業について、相続などで所有者が特定できず放置された山林の境界確定や台帳整備などの課題があることから、引き続き関係機関と連携し対応されたい。

(農地林務課)